EUソルベンシーⅡにおけるLTG 措置 等の適用状況とその影響(3) -EIOPA の 2017 報告書の概要報告-

取締役 保険研究部 研究理事

中村 亮一 年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1-はじめに

前回のレポートでは、EIOPA(欧州保険年金監督局)が 2017年 12月 21日に公表した「長期保証措置 と株式リスク措置に関する報告書 2017 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2017)」¹に基づいて、EU(欧州連合)のソルベンシーⅡにおける長期保証(Long-Term Guarantees: LTG) 措置及び株式リスク措置のうち、UFR(Ultimate Forward Rate:終局フォワードレート) の使用、MA(マッチング調整)及び VA(ボラティリティ調整)の適用状況について、その国別の適用会社数 や SCR(Solvency Capital Requirement:ソルベンシー資本要件)比率への影響等について報告した。

今回のレポートは、EIOPA の報告書の第 3 のセクションから、TTP(技術的準備金に関する移行措置)と TRFR(リスクフリー金利に関する移行措置)という移行措置及び DBER(デュレーションベースの株式リスク サブモジュール)、ED(株式リスクチャージの対称調整メカニズム)の株式リスク措置及び ERP(ソルベンシー 資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長)の適用状況について、その国別の適用会社数や SCR 比率 への影響等を報告する23。

2─措置毎の国別の適用状況(適用会社及び SCR 比率への影響等) - その2(TTP、TRFR) -

この章では、TTP(技術的準備金に関する移行措置)と TRFR(リスクフリー金利に関する移行措置)という 移行措置の適用状況について、その国別の適用会社数や SCR 比率への影響等を報告する。

1 | TTP(技術的準備金に関する移行措置)

³ LTG措置や株式リスク措置の具体的説明については、「EU ソルベンシーⅡにおけるLTG措置等の適用状況とその影響(1) -EIOPA の報告書 2017 の概要報告-」を参照していただきたい。



¹ News https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-publishes-its-annual-analysis-on-the-use-of-long-term-guarantees -measures-and-measures-on-equity-risk-20-12-2017.aspx

報告書 https://eiopa.europa.eu/Publications/Reports/2017-12-20%20LTG%20Report%202017.pdf

² 前回のレポートで述べたように、以下の図表及び図表の数値は、特に断りが無い限り、EIOPAの「長期保証措置と株式リ スクに対する措置に関する報告書2017」からの抜粋によるものであり、必要に応じて、筆者による分析数値を加えたり、 表の項目の順番を変更する等の修正を行っている。

(1)適用会社

TTP は 11 カ国からの 163 社が適用している。 なお、 前回の 2016 年の報告書では今回の 11 カ国に加え て、ブルガリアからの 1 社を含む 12 カ国からの 154 社が適用していた。 前回の報告書と比べて、ドイツとフラ ンスで6社増加し、ポルトガルでは3社減少した。

国別では、ドイツが 63 社で最も多く、次が英国の 29 社、スペインの 22 社となっている。

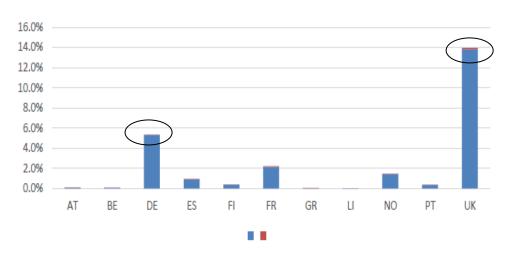
なお、2016年1月1日以降に、25社からのTTPの適用申請がなされている(スペイン10社、ドイツ7社、 フランス6社、オーストリアと英国1社ずつ)。

TTPの国別適用状況(会社数)

111 07 国 加 週 川 小		損害保険会社	生損保 兼営会社	再保険会社	合 計	前回からの 変化
オーストリア	0	0	4	0	4	0
オーストリア ベルギー	1	0	0	0	1	0
ドイツ	58	5	0	0	63	6
スペイン	6	1	15	0	22	0
フィンランド	3	2	2	0	7	0
フランス	7	0	6	0	13	6
ギリシャ	0	0	1	0	1	0
リヒテンシュタイン	1	0	0	0	1	0
ノルウェー	2	0	4	0	6	0
ポルトガル	8	5	3	0	16	-3
英国	23	0	6	0	29	1
EEA	109	13	41	0	163	9

EEA 全体では、技術的準備金の24.9%に対して、TTP が適用されているが、国別では英国が13.7%、ド イツが 5.3%を占めている。

図表 TTP を使用している会社の技術的準備金の EEA 市場シェア



ノルウェーでは88.9%の技術的準備金に対してTTPが適用されており、英国、フィンランド、ポルトガルで は50%以上の技術的準備金に対してTTP が適用されている。

TTPとMAやVAとの併用会社の状況については、それぞれ前回のレポートのMA、VAの項目で述べた とおりである。

また、TTPを使用しているグループの構成会社は112社で、その技術的準備金のEEAにおけるシェアは 20.8%で、TTPを使用している会社の技術的準備金の83.5%をカバーしている。

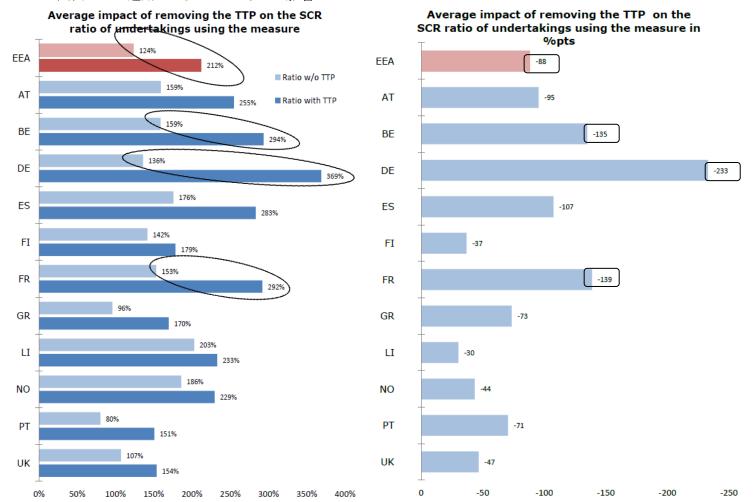
(2)SCR 比率への影響

TTP を適用しなかった場合の SCR 比率については、以下の図表の通りである。

TTP を適用している EEA の会社全体では 212%から 124%に 88%ポイント低下する。

国別では、ドイツでは 369%から 136%に 233%ポイント低下し、フランスでは 292%から 153%に 139% ポイント低下し、ベルギーでは 294%から 159%に 135%ポイント低下しており、これらの国々における影響 の大きさが明らかになっている。

図表 TTP 適用による SCR 比率への影響

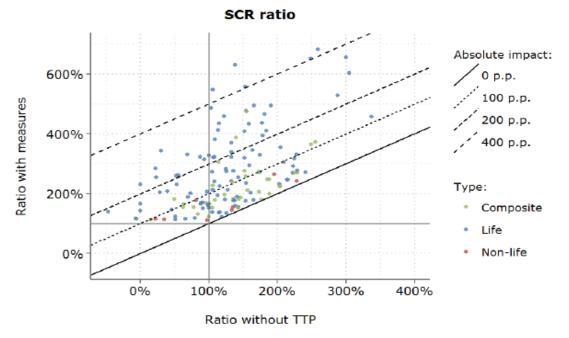


なお、SCR 比率の分母と分子に当たる SCR と適格自己資本への TTP の非適用による影響は逆方向とな っており、TTP の非適用により、EEA 全体では、SCR は 7.3%増加し、適格自己資本は 37.4%減少する。 国別では、ドイツにおいて、SCR が 17.7%増加し、適格自己資本が 56.6%減少し、加盟国間でともに最 大の影響度となっている。

次ページの図表が、TTPを使用している会社の適用前後の状況を示している。

TTP を使用している会社の 70%の絶対的な影響は 0%から 200%ポイントの範囲内となっている。また、 会社数の26%に相当する43社(技術的準備金の市場シェアは8%)がTTPを適用しない場合、SCR比率 が 100%未満となる。 さらに、4 社(技術的準備金の市場シェアは 0.05%)が、TTP を適用しない場合、適格 自己資本がマイナスになる。

なお、生命保険会社と損害保険会社の間で、影響度に明確な差異は見られない。



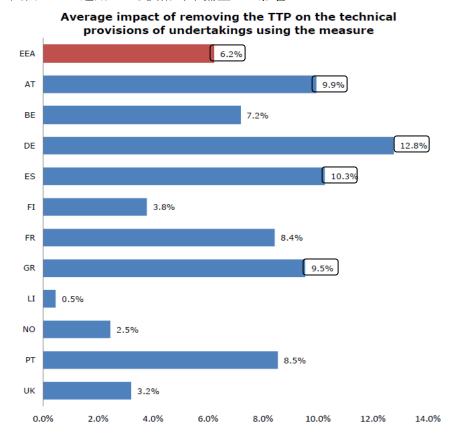
(3)技術的準備金への影響

TTPを適用しなかった場合の適用会社の技術的準備金への影響は、以下の図表の通りである。

EEA 全体では、適用会社の技術的準備金は 6.2%増加する。

国別では、ドイツの適用会社が12.8%と最も大きな影響を受け、スペインが10.3%、オーストリアが9.9%、ギリシャが9.5%と続いている。

図表 TTP 適用による技術的準備金への影響



2 | TRFR(リスクフリー金利に関する移行措置)

(1)適用会社

TRFR は 4 カ国(ドイツ、フランス、ギリシャ、アイルランド)からの 6 社が適用している。 全てが生命保険会社又は生損保兼営会社である。

TRFRの国別適用状況(会社数)

	生命保険会社	損害保険会社	生損保 兼営会社	再保険会社	合 計
ドイツ	1	0	0	0	1
フランス	0	0	1	0	1
ギリシャ	1	0	2	0	3
アイルランド	1	0	0	0	1
EEA	3	0	3	0	6

これらの会社の EEA 全体における技術的準備金の市場シェアは無視できるレベルであり、ギリシャの3社 の国内市場におけるシェアも約20%である。

なお、6社のうち5社は、TRFRと同時にVAも適用している。

(2)SCR 比率への影響

TRFR の非適用により、適用会社全体の平均 SCR 比率は 186%から 123%に 63%ポイント低下する。 適用会社の SCR 比率の分母の SCR は 9.7%増加し、分子の適格自己資本は 27.6%減少する。

(3)技術的準備金への影響

TRFR の非適用により、適用会社の技術的準備金は 7.0%増加する。

3 | TTP や TRFR への依存度

TTP 又はTRFRを適用する会社及びPIP(phasing-in plan: 段階的計画)の提出を求められた会社の国 別内訳は、以下の図表の通りである。

TTP 又は TRFR を適用する会社は 169 社あり、このうちの 60 社が 2016 年のある時点で SCR 全額をカ バーするために TTP 又は TRFR の適用に依存しなければならなかったため、2016 年に PIP を提出しなけ ればならなかった。ただし、このうちの 16 社(ドイツ 14 社、フィンランドとポルトガルの各 1 社)は、2016 年末 では SCR 遵守のために TTP 又は TRFR の適用に依存する必要はなかった。

TTP又はTRFRを適用する会社数及びPIPを要請されている会社数

	TTP/TRFRを適用し ている会社数	PIPが要請されている 会社数
オーストリア	4	0
ベルギー	1	0
ドイツ	64	27
スペイン	22	8
フィンランド	7	1
フランス	14	1
ギリシャ	4	2
アイルランド	1	0
リヒテンシュタイン	1	0
ノルウェー	6	1
ポルトガル	16	7
英国	29	13
EEA	169	60

(1)PIP のレビュー

NSAs (National Supervisory Authorities:国家監督当局)が受け取った PIP は、以下の図表が示すよ うな共通の要素を含んでいた。

手段	会社数
利益又は所得の保持	27
新しい資本調達	16
リスクプロファイルの削減	20
商品設計の変更	10
事業費の削減	17
配当の削減	7
他の給付の削減	2
その他	5

上記の図表の手段のうちの「リスクプロファイルの削減」については、投資ミックスの変更、再保険プログラ ムの変更、資産負債マッチングの改善であり、「商品設計の変更」は、保険料の引き上げ、資本集約的 な商品の削減、保証レベルの削減、新しいタイプの年金商品の開発に焦点が当てられた。「その他」に は、ランオフ、別会社との合併、MAの使用の申請が含まれている。

なお、2つの NSAs が定量的又は定性的に不十分又は不適切であると判明した PIP を再提出する必 要があったと報告した。例えば、計画された手段の記述が不完全であったり、期待される影響が十分 に定量化されていなかったりした場合、重要な基礎となる前提条件(移行期間中に引き受けられる新 契約等)が感応度分析の対象とならなかった場合等が含まれていた。

SCR を完全にカバーするために移行措置に依存している会社は、毎年進捗報告書を提出することに なる。

(2)NSAs のビュー

NSAs は、一般的には、移行措置への依存を 2032 年 1 月 1 日までに無くすことができると確信し ている。しかし、いまだ移行期間の早い段階であり、バイオメトリクス経験、保証商品から非保証商 品へのシフト能力、低金利環境の持続性など、内外の要素がどのように進展するのかという(不確実 性を有する) 重要なエクスポジャーにさらされている、と強調している。

以下の図表が、移行措置無しで SCR に準拠していない会社数と、その場合の適格自己資本の不足 額の概要を示している。

TTPやTRFRの移行措置を適用しなかった場合の影響

	移行措置無しを満たせる		左記会社の要件遵守のための 必要適格資本(十億ユーロ)		
	2016	2017	2016	2017	
フランス	0	1	0	0.13	
ドイツ	16	13	3.46	1.59	
スペイン	4	3	0.14	0.23	
ギリシャ	3	2	0.27	0.06	
ノルウェー	0	1	0	0.01	
ポルトガル	12	10	1.39	0.76	
英国	N/A	13	N/A	(6.12)	
合計	N/A(35)	43(30)	N/A(5.26)	8.9d(2.78)	

(※)合計の()内は、英国除きの数値

これによれば、英国の会社(2016年の数字が入手できない)を除いた場合、EEAレベルで移行措 置無しで SCR に準拠していない会社は、2016 年初めの 35 社から 5 社減少し、2016 年末(2017 年 報告書)には 30 社となった。また、これらの会社が SCR 要件を遵守するために必要な適格自己資本 は、2016年初めの52.6億ユーロから2016年末の27.8億ユーロに24.8億ユーロ減少している。

2016年末の国別では、英国が61.2億ユーロで最高で、ドイツは、年初の34.6億ユーロから年末の 15.9 億ユーロへ必要自己資本額が大きく減少した。

(3)NSAs によって取られる(ことが想定されている) 監督措置

NSAs は、SCR を遵守するために移行措置に依存している会社に対して取った措置や取ることを想 定している措置についての報告を求められ、以下のような様々なアプローチを報告している。

- ・会社のリスクを評価する際に、TTP の適用有無の両方のケースの会社のソルベンシーポジションを 検討する。
- ・作業計画の作成時に移行措置の影響が無い会社のリスクの水準を測定し、特に SCR を完全にカバ ーするために移行措置に依存している場合に、TTP 又は TRFR を使用している会社のレビューを 優先する。
- ・会社が、リスクを測定し、リスク選好度を定義するために適切な指標(即ち、移行措置無しで)を 使用し、その戦略において、移行措置の使用を通じてのみ SCR に従うという事実を考慮し、ソル ベンシー問題に関して AMSB (管理・経営・監督機関) に明確で関連性のある情報を提示し、SFCR (ソルベンシー財務状況報告書) に関連情報を提供する、ことを期待している。
- ・将来のソルベンシー状況を危険にさらす可能性があると考えられる場合、配当支払に同意しない。
- ・2016年12月31日から2017年1月1日までの移行措置の1/16削減の会社への影響を理解するた めのテストを行った。
- ・移行措置に依存している会社数と SCR に準拠するために移行措置が必要とされる程度を定期的に 市場に明示的に通知している。
- ・2つの NSAs が、移行措置の適用に関する期待を定める監督声明を伝達した。1つの NSA は、会 社は、資本分配と TTP ランオフを許可した後、一定の運用条件の下で資本ポジションが持続可能 であることを実証できるはずであるという期待を含めた。

NSAs は一般的に、会社が PIP に取り組んでいる手段を実施することを期待し、進捗報告書をレビ ューして移行期間中の進捗状況を監視すると報告した。NSAs は、PIP 又は進捗報告書が不十分であ り、この不十分さが修正計画によって修正されない場合、移行措置の取消が考慮されると報告した。

3─措置毎の国別の適用状況(適用会社及び SCR 比率への影響等) ーその3(DBER、ED、ERP)ー

この章では、DBER(デュレーションベースの株式リスクサブモジュール)、ED(株式リスクチャージ の対称調整メカニズム)の株式リスク措置及びERP(ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期 間の延長)の適用状況について報告する。

1 DBER(デュレーションベースの株式リスクサブモジュール)

2016年12月31日時点では、フランスの会社1社のみが適用している。

当該会社の SFCR (ソルベンシー財務状況報告書) によれば、DBER を非適用にすることで SCR 比率は DBER 有り(ただし、TTP 及び VA 適用無し)の 105.5%から 78.9%へ 26.6%ポイント低下 する。しかし、SCR において DBER を非適用にすることによる影響は、当該会社が株式リスクの移 行措置を適用した場合には補填される可能性がある。

なお、前回の報告書で報告されていたように、11カ国(チェコ、デンマーク、フィンランド、ドイ ツ、アイスランド、リトアニア、ラトビア、オランダ、ポーランド、スロバキア、ブルガリア)で、 DBER は国内法で規定されていなかった。

残りの国々では、以下の理由から DBER が適用されていない、としていた。

- ①国内市場の商品がソルベンシーⅡ指令の第304条の基準を満たしていない。
- ②会社が年金市場であまりアクティブでない。
- ③このサブモジュールへの必要性や関心が無い。
- ④ソルベンシーII指令第 308 条 b(13)の株式移行措置 4 のため、DBER を適用するインセンティブが今 のところない。ただし、移行措置の段階的消滅の過程でより多くの適用があるかもしれない。

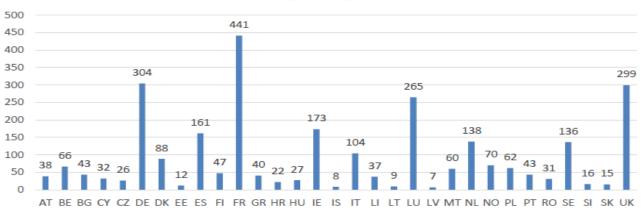
2 | ED (又はSA) (株式リスクチャージの対称調整メカニズム)

SA は、SCR の株式リスクサブモジュールを算出するのに標準式を使用(部分内部モデルが株式リ スクサブモジュールをカバーしていない場合を含む)している全ての会社が適用している。

以下の図表は、その国別の適用状況を示している。

図表 SA の国別適用状況(会社数)

Number of undertakings using symmetric adjustment



今回の影響調査では、情報要求は、重要性の臨界値(技術的準備金の損失吸収能力差引き後の株式 リスクに対する資本要件を SCR で割った数値が 50%) を超えている会社に対して行われ、この臨界 値を超えない会社は任意ベースで提出できる、とした。結果として、重要性の臨界値を上回る133の 会社、重要性の臨界値を超えない94の会社、何らの目安が提供されていない4社、合計22の加盟国

^{4 2016}年1月1日以前に購入した株式についての移行措置



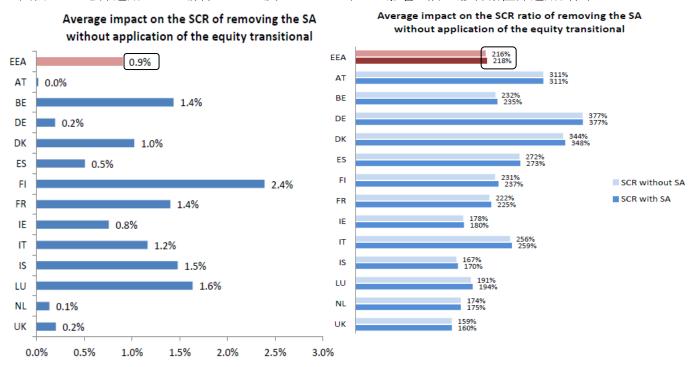
からの 231 の会社からのデータが受領された。これらの会社の株式投資は、EEA における全ての会 社の株式投資総額の25%に相当している。

データ分析は、ソルベンシーⅡ指令第 308b 条(13) に基づく株式リスクの移行措置を適用する会 社と、当該措置を適用しない会社との間で区別されている。検討対象のサンプル内で、56社が株式リ スクに関する移行措置を適用すると報告し、175社はそれを適用しないと報告している。

以下の図表は、株式移行措置を適用しない会社について、SA を非適用とした場合の SCR 及び SCR 比率への EEA レベル及び各国における影響を示している。

2016 年 12 月 31 日の SA は 1.44%だったので、SA をゼロに設定すると、SCR を計算するために 適用される株式エクスポジャーに対するストレスが増加する。EEA レベルでは、株式移行措置を適用 しない会社の SCR に対する平均影響度は 0.9%である。また、SCR 比率は、218%から 216%に 2% ポイント低下する。なお、株式リスクにさらされた会社(すなわち重要性の臨界値を超える会社)の みの場合、SCR に対する平均影響度は 1.3%となり、SCR 比率は 232%から 230%に 2%ポイント低 下する。

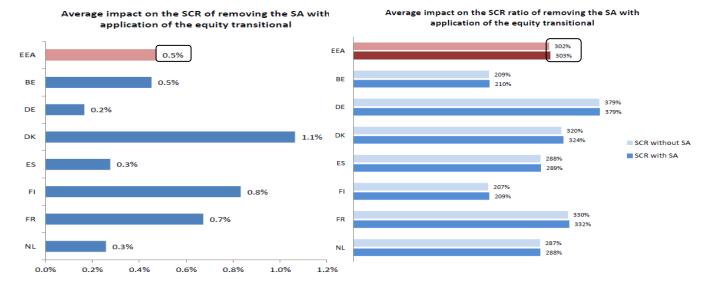
図表 SA を非適用とした場合の SCR 及び SCR 比率への影響(株式移行措置非適用会社)



次ページの図表は、株式移行措置を適用した会社について、SA を非適用とした場合の SCR 及び SCR 比率への EEA レベル及び各国における影響を示している。

EEAレベルでは、株式移行措置を適用した会社のSCRに対する平均影響度は0.5%である。また、SCR比率は、303%から 302%に 1%ポイント低下する。なお、株式リスクにさらされた会社(すなわち重要性の臨 界値を超える会社)のみの場合の影響度も同じとなっている。

図表 SA を非適用とした場合の SCR 及び SCR 比率への影響(株式移行措置適用会社)



3 | ERP(ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長)

回復期間の延長は、NSAs からの要請に基づいて、EIOPA が「例外的に不利な状況 (an exceptional adverse situation)」を宣言した時に適用されるが、これまでのところ EIOPA はそのような要請を受けていない。

2016年12月31日時点で、SCR要件を満たしていない会社数は、以下の通りとなっている(全ての適用されるLTG措置や株式措置を反映したベース)。2016年1月1日時点でSCR要件を満たしていなかった会社のうちいくつかは、2016年の最初の数 $_{7}$ 月で、資本調達、例えば再保険によるリスク回避、他の会社との合併等により、SCR要件の遵守を達成しており、さらにはソルベンシー Π の適用前に再編や解散の手続きに入った会社もある。

SCR要件の充足状況(会社数)

OUNTER TO THE TOTAL TOTAL	SCR要件を満たしていない会社		
	2016年1月1日	2016年12月31日	
ベルギー	2	3	
キプロス	2	1	
チェコ	0	1	
フランス	7	4	
ドイツ	3	0	
ギリシャ	1	1	
アイルランド	4	3	
イタリア	8	4	
リヒテンシュタイン	1	0	
ルクセンブルグ	16	6	
マルタ	3	2	
オランダ	1	3	
ノルウェー	1	1	
ポーランド	2	1	
ポルトガル	6	0	
ルーマニア	7	1	
スペイン	4	2	
英国	6	12	
EEA	74	44	

なお、ソルベンシー II 指令第 308 条 b(14) の移行措置によれば、「2015 年末において、ソルベンシー II の 資本要件を満たしているが、ソルベンシー II の適用初年度で SCR を満たしていない会社は、2017 年 12 月 31 日までに要件を満たすことが認められる。」となっている。

4-まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA の報告書の第3のセクションから、TTPとTRFRという移行措置及びDBER、ED(又はSA)の株式リスク措置及びERPの適用状況について、その国別の適用会社数やSCR 比率への影響等を報告してきた。

TTP については、主要国の保険会社が適用しているが、特にドイツや英国で、SCR 要件の遵守の上で大きな意味合いを有するものとなっている。また、今回の報告書では、SCR 全額をカバーするために TTP や TRFR という移行措置を適用している会社に対する PIP に関する状況についても、その具体的な改善手段や NSAs のレビューや監督措置が明らかにされている。移行措置適用の収束に向けて、今後各保険会社がどのような対策を図り、それに対して各国監督当局がどのように対応していくのかは大変興味深い。

次回の4回目のレポートでは、報告書の第2のセクションに記載されている、全体的な観点から見た場合の、LTG 措置や株式リスク措置が、保険契約者保護、保険会社の投資、消費者及び商品、EU 保険市場における競争と公平な競争の場及び金融安定性に与える影響について報告する。

以上